

松江市告示第 7 号

松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 396 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 4 日

松江市長 上 定 昭 仁

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
美保関体育館		
美保関総合運動公園 多目的運動場		
美保関総合運動公園 野球場	松江市美保関町下宇部尾 556 番地 1 美保関クラブ	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで
美保関総合運動公園 多目的広場		
美保関総合運動公園 テニスコート		